浦町中だより

令和5年度 第11号
令和 6年 2月26日(月)
浦町中学校発行 文責：校長

「行為の意味」～全校集会の校長講話より

「心」は だれにも見えないけれど
『こころづかい』は見える
「思い」は 見えないけれど
『思いやり』はだれにでも見える
あたたかいこころも やさしい思いも
おこないになって はじめて見える
その気持ちをカタチに
宮澤 章二「行為の意味」より

＋ たすけあう
－ ひきうける
× 声をかける
÷ わけあう

それは、人を
笑顔にする算数。
やさしいでしょ、
おもいやり算。

右図は１月最後の全校WEB集会の校長講話で生徒に伝えた詩の一節です。私が最もこんな人間に育ってほしいと願う人物像を表現した詩なので紹介しました。公共広告機構（ACジャパン）が大規模災害発生時にかなりの頻度で放映していたので、聞き覚えがある方も多いと思います。１か月後の校長退任にあたり、今まであまりお話しする機会もなかったことをお伝えしたいと思います。

私は小学校高学年の時、いじめられっ子でした。辛く苦しい数年間、学校に行けなくて逃げ出したことも数え切れないくらいあります。今でも誰にどのようないじめををされたのかを忘れることはありません。

その一方で、転ばせられ地面に突っ伏した私に、そっと手を差し伸べて起こしてくれたH君、中学校入学時「弱い者いじめは絶対に許さない」と宣言した隣の席のA君など、数少ないながらも私にとっては間違いなくヒーローと呼べる人たちがいました。今の私がいるのは、そうした彼らのあたたかい心づかい、やさしい思いやりがあったからだと今でも断言できます。世知辛い世の中、近年心が痛くなる事件がニュースのトップを飾り、世界に目を向けても戦争や紛争が常態化している現代社会。せめて今、目の前にいる子どもたちには少しでも明るい未来を残したいものだと思います。

数年前、小学校の「いじめ対策」を取り上げたニュースが世間の賛否両論を集めました。その対策とは「あだ名禁止」「さん付け義務」という形で「呼び方を制限する」というものでした。あだ名がきっかけでいじめにつながる事例も多数報告されていますので、画一的に呼び名を制限する対策を取らざるを得ないのかもしれません。しかし、相手を尊重するから、“しんちゃん”や“キムシン”などあだ名（愛称）で呼んではならない、という約束事をつくり制限するのは問題のすり替えだと思うのです。最近、某大国では検察が現大統領を「記憶力の悪い老人」と呼び、前大統領も「自分が生きているかどうかすら分からない」とこき下ろす映像が流れていました。数年前にも「Sleepy Joe（おねむバイデン）」などと人を蔑むような間違った使い方が全世界に流れていました。同じような事例は日本でも起こっています。岸田首相に“増税メガネ”というあだ名を付け、議員がそのことについて質問し、さらに記者までが「そう呼ばれていることについてどう思うか」という質問をぶつけています。学校現場に置き換えて考えれば、“ちびメガネ(=木村の小学校時代のあだ名)”と蔑まれて呼ばれている子に対して、周囲が本人に「どう思いますか」と聞いているのと同じことです。一国のトップや国民の模範となるべき大人がこのようなことを平然と繰り返しているのは理解に苦しみます。明らかに間違った行為に対して、周囲の分別ある者たちがきちんと指摘し、指導・改善していかなければならないはずです。

私は、必ずしもあだ名が悪いとは思いません。時間や手間はかかりますが、事の本質を子どもたちに理解させ解決に向かわせないと、いつまで経ってもいじめやそれにつながる同じような過ちを繰り返してしまうのだと思います。少なくとも、子どもたちにとってロールモデル（模範・手本）であるべき大人は、恥ずかしくない言動を取り続けることが務めです。心遣いや思いやりに溢れる社会の実現は、私たちが、宝である子どもたちに残せる大切な教えの一つです。

＊文章内、事例として個人名をあげていますが、特定の政党や個人を支持･支援しているわけではありません。

校則のもつ意味とは…

近年、マスコミでよく取り上げられる「校則」。「ブラック校則」という言葉のせいか、あたかも校則自体よくない、校則は廃止して全て自由にしてしまった方がよい、という意見さえ見られます。しかし、学校教育においては、世の中に出ると様々な秩序があり、ルールも必要であるという感覚を育てていくことも必要だと考えます。

私自身「荒れた学校」に勤務した経験では、規律がないがしろにされている傾向が多かったです。どのような学校でも規律を回復させればよい方向へと動き出します。自然に学力や体力が向上し、～（次頁へ）

部活動でもよい結果へとつながります。「規律」は学校教育においてなくてはならないものです。もちろん、ブラック校則のように不合理な行き過ぎた校則があるのも事実です。社会通念に照らして、校則は常に見直していかなければならないと考えます。

本校では「校則」について、次の基本的な考え方に基づいて毎年度見直しを行っています。

1 「校則」を設けること自体は必要なこと

学校は小さな社会です。社会においては様々な法的な規制があるように、集団生活を行う学校においてもルール（校則）が必要です。学校において「ルールは守らないといけない」という規範意識を育てることはとても大事です。裁判の判例では、学校が校則を制定する権限を有することが明示されています。

2 「校則」は生徒の権利を守り、よりよい方向へ導くためのものであること

荒れた学校、つまり規律が乱れた学校ではまじめな生徒の権利が侵害され、学習活動に一生懸命頑張ろうとする雰囲気が乱されてしまいます。立場の弱い子が安心して学校生活を送れない状況が生まれやすいのです。校則は生徒を縛るものと考えられがちですが、法律が我々の権利を守るのと同じように、生徒の権利を守るためにも必要なものです。裁判の判例でも、校則によって「華美な頭髪や服装等を制限することで、生徒に対して学習や運動等に注力させ、非行活動を防止するという目的」は正当であり、生徒をよりよい方向へ導くためのものである、と明示されています。

3 「校則」の内容は、生徒の実態によって決まること。

端的には、多くの生徒がきまりを守ることができる学校は校則が少なく、守られない学校は校則が多く細かい内容になる傾向にあります。生徒の実態により、校則による規制の程度が決まります。裁判の判例でも、学校の実態によって校則の内容に差があってよいとされています。その具体的な基準は、「最終的には学校長の専門的、技術的な判断に委ねられるべき」ことが明示されています。

本校生徒は現在落ち着きある生活ができており、校則もしっかり守れています。しかし、過去には崩れた状態も経験しています。崩れた学校を建て直すには多くの時間と労力がかかりますが、崩れるのはあっという間です。このまま規律ある学校を維持するためにも、「校則」について保護者や地域の皆様の御理解と御協力をお願いいたします。

私立高校受検 合格おめでとう

市内私立高校受検では、１１９人が受検し合格を決めました(推薦入試含む)。また、県内外の国立・私立高校や推薦入学受検でも続々と合格の通知が舞い込んできています。おめでとうございます。専願受検で進路先が決定した生徒は、今日現在１４名です。

卒業式まで残り１５日。その前に県立高校受検という大きな課題を乗り越えなければならない生徒が大多数です。目標がはっきりしていますので、あとは自分との闘いです。同じ時間をやり直すことはできません。誘惑に負けず、体調管理に留意し、「けっぱれ浦中健児！」

【２月の栄光の記録】

※2/22受理分まで(722)

【第56回手紙作文コンクール】絵手紙部門 中学生の部
文部科学大臣賞 ３年:敦賀 智生
佳作 １年:蛯子 楓

【令和5年度 剣道段位青森定例審査会】
二段 ３年:佐藤 詩菜
初段 ２年:對馬 朱音、工藤 咲來、藤田 湧也

【令和5年度 東青地区中学校美術展】
デザイン分野 準特選 １年:坂本 汐

【第30回青森市中学校女子ソフトボールサンドーム大会】
第２位 奥崎 実来、木立 仁愛、北澤 実來、前田 陽香

【第23回県下幼小中学生書初め展】
半紙部門 準特選 １年:伊勢 心遥
条幅部門 佳 作 １年:伊勢 心遥

３月の主な行事予定

1日(金)廊下ワックス掛け、全校卒業式練習
4日(月)臨時清掃分担開始、県立受検事前指導
5日(火)県立高校学力検査日,1･2年実力テスト
卒業式諸準備(式場設営)、ＳＣ来校日
6日(水)３年卒業式練習、常任委員会
7日(木)火曜の授業、全校卒業式練習
8日(金)全校卒業式練習、代議員会
11日(月)同窓会入会式、記念品贈呈式
卒業式予行、午後卒業式準備
12日(火)第６２回卒業式（午前授業）
13日(水)卒業式後始末、県立高校追検査実施日
15日(金)県立高校合格発表
19日(火)県立高校再募集検査日
21日(木)県立高校再募集合格発表、顔写真撮影
26日(火)修了式・離任式（午前授業）
27日(水)～学年末休業

全学年の学級編制弾力化について

現在１・２学年のみで運用されている３３人学級編制ですが、令和６年度から３学年においても運用を拡大する予定で準備を進めている旨、市教委を通じて県教育庁より連絡がきております。このことにより、新３学年は現在と同じ５学級編制となることをお知らせします。

前号に引き続き、裏面に本校生徒の「志や夢」No.2を掲載しています。本校生徒の心意気を御覧ください。